

もう対策はできていますか？ 改正個人情報保護法

個人情報保護法が制定された2003年には想定されていなかった パーソナルデータの様々な利活用が可能になったことで、厳格に個人情報を扱う必要ができました。2015年に最初の見直しが行われ、3年ごとに制度の見直しされるのが定められ、今回の改正個人情報保護法は、この見直し規定に基づく初めての法改正になります。対外的な取引において必要を求められる法律であり、個人の氏名や住所、電話番号等、個人を特定できるものはすべて対象となります。（例：見積書、納品書、車検証 etc.）

改正個人情報保護法 6つのポイント

①本人の請求権の拡充等

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利、または正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件が緩和されます。
- 個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め本人の指示ができます。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できます。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データも保有個人データに含め、開示、利用停止等の対象になります。
- オプトアウト規定*により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、
①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外となります。
*本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

②事業者の守るべき義務・公表等事項追加

- 漏えい等が発生し、個人の権利・利害を害するおそれがある場合*に、個人情報保護委員会への報告及び、本人への通知が義務化されます。
*一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- 違法または不当な行為を助長する等の不適正な方法により、個人情報を利用してはならないことが義務化されます。

③データ利活用に関する施策の在り方

- 個人情報を仮名加工した情報を「仮名加工情報」と定義し、匿名加工基準を満たさない程度の加工がなされた情報であっても、個人情報と異なる取扱いを行うこととされました。
- 提供元で個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報(個人関連情報)の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務付けられました。

④ペナルティの強化

- 個人情報保護委員会による命令違反、同委員会に対する虚偽報告等の罰則の法定刑の引き上げ。また、データベース等不正提供罪、個人情報保護委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額が引き上げられました。

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

⑤事業者による認定個人情報保護団体の認定対象の拡充

- 個人情報保護委員会の認定を受けた認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする制度に加え、改正後は企業の特定分野(部門)を対象として業務を行うことができるようになりました。

⑥外国事業者への権限強化

- 個人情報保護委員会の外国事業者に対する権限を強化し、日本国内にある者の個人情報を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象となりました。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、本人の同意等の現行法の要件に加え、移転先の外国における個人情報保護に関する制度等の情報提供、移転先事業者の取扱い状況、定期的な確認を行うと共に、本人の請求に応じて情報提供を行う義務が追加されました。



事業者の対策ポイント

- 企業内で個人情報がどのように利用されているかの調査を行い、必要なくなったデータは定期的に消去する等、個人情報の棚卸しを行う。
- 取得した個人情報を第三者へ提供している場合、「いつ、だれに、どのように提供したか」という第三者提供のトレーサビリティも記録の必要があります。
- 個人情報を取得する際に開示するプライバシーポリシーの見直しは、
★ 利用目的について、本人が合理的に予測・想定できるように記載の必要があります。
★ 安全管理のために講じている措置も公表が必要です。
- 仮に個人情報の漏えい等が起きた場合、ハッキングやウィルス等の不正行為による場合や、1000人を超える漏えいの場合には、個人情報保護委員会への報告、本人への通知が法律上の義務となります。
- 個人情報の保護に関する法律施行規則に委員会への報告事項として次の9項目が定められています。
①概要 ②漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 ③漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 ④原因 ⑤二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 ⑥本人への対応の実施状況 ⑦公表の実施状況 ⑧再発防止のための措置 ⑨その他参考となる事項



参考：トヨタ自動車WEBサイトに2022年4月1日付けでトヨタ自動車の個人情報の取り扱いについて掲載されています。

https://toyota.jp/privacy_statement/

